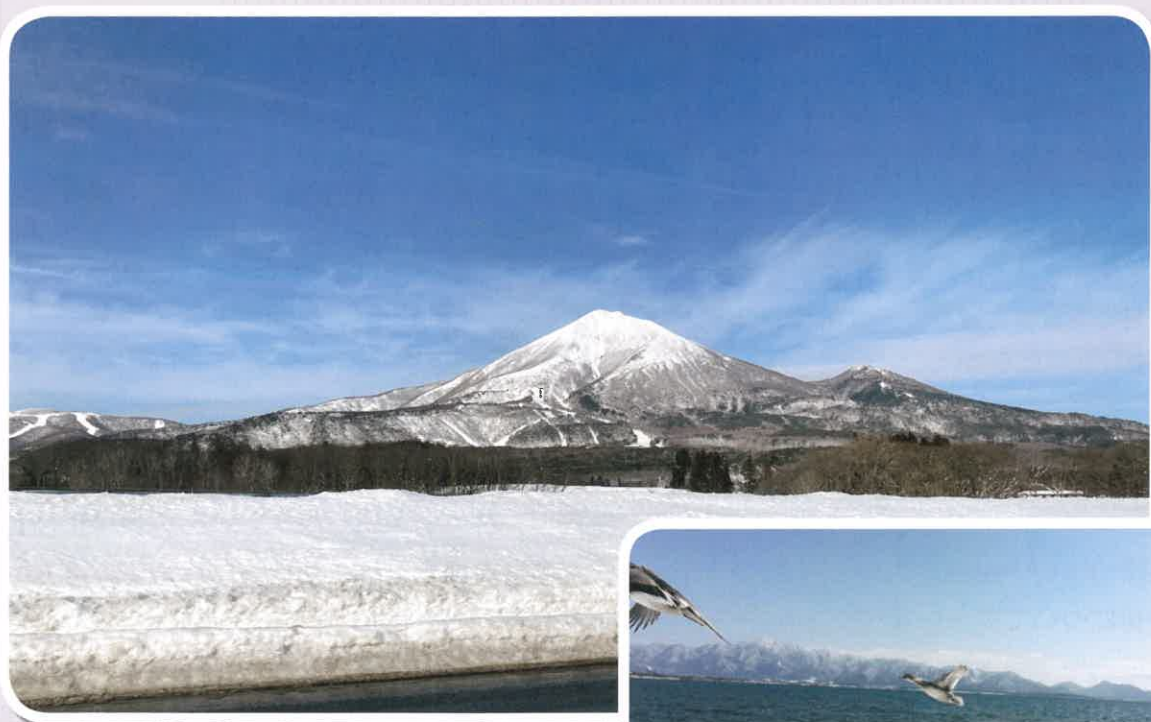


社労士



# ふくしま



冬の磐梯山と猪苗代湖 撮影：真船 茂会員（会津支部）

- 新年のご挨拶
- 記録集の発刊について
- 研修会、各種事業

福島県社会保険労務士会



## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

## \*\*\* CONTENTS \*\*\*

|                          |    |                 |    |
|--------------------------|----|-----------------|----|
| 会長挨拶.....                | 3  | 情報・一番.....      | 17 |
| 新年のご挨拶.....              | 5  | ・福島支部オンライン研修事始め |    |
| 記録集の発刊について.....          | 9  | 新入会員紹介.....     | 20 |
| 研修会.....                 | 10 | 支部だより.....      | 23 |
| ワークルールセミナーを実施して.....     | 14 | 会員異動状況.....     | 26 |
| 「令和3年度 社労士会セミナー」の開催..... | 15 | 編集後記.....       | 28 |
| リレー随想.....               | 16 |                 |    |

### 表紙説明

#### 「冬の磐梯山と猪苗代湖」

会津と言って思い浮かべるものと聞かれたら多くの人が磐梯山と猪苗代湖と答えるのではないのでしょうか？わたしもやはりこの二つを思い浮かべました。

磐梯山は標高が1,819メートルと言われていましたが最近では1,816メートルで少し低くなったみたいです。猪苗代湖は日本で4番目の大きな湖で水質に関してかつては日本一と言われていました。(2005年度まで湖沼の全国水質ランキングで4年連続)

そんな磐梯山と猪苗代湖ですが「手なが足なが」という巨人(だいだらぼっち)の伝説が昔から語り継がれており、足ながは磐梯山をひとまたぎに越えることができ、手ながは磐梯山に腰をかけたままで猪苗代湖の水で顔を洗えたと言われています。そんな「手なが足なが」ですが弘法大師によって磐梯山の山頂の祠に封印されてしまったということです。今でも磐梯山や猪苗代湖の近くに行くと子供のころに聞いたこの話を思い出します。みなさんもこの写真を見て昔の伝説に思いをはせて見られてはいかがでしょうか？

(真船 茂会員)





## 会 長 挨拶

福島県社会保険労務士会

会 長 矢 戸 宏 行

新年あけましておめでとうございます。

年末からの寒波で会津や特に中通りでは近年にない大雪に見舞われましたが、輝かしい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。コロナ禍も2年目に入り、昨年11月頃からはWithコロナに舵を切り経済も少しずつ回復基調になっているようです。新しい変異株オミクロンの感染も拡大しつつありますが、ワクチン接種や治療薬の開発などで少しでも第6波の波が小さいことを願うばかりです。(令和4年1月5日現在)

さて昨年の県会活動を振り返りますと6月10日に会津ワシントンホテルにてコロナ禍のなか来賓の方々には出席はかなわず、2年続けての縮小した中での開催となりました。すべての議案に承認いただき、また会長として3期目の船出ができました。総会後新理事による各委員会も速やかに開催いただき、9月2日には業務委員会主催の第1回の研修会が開催できました。研修会の方式は、昨年引き続きライブ研修とその後期間を決めての動画配信となりましたが、たくさんの会員の方に視聴いただき、アンケートを見てもおおむね良かったとの声をいただきました。

9月には新入会員研修会を14日と27日の2日間に分け、こちらは集合研修とオンライン研修のハイブリット型の研修となりましたが、それぞれ講師の会員には工夫を凝らした内容の濃い研修となりました。10月には社労士会総合相談所主催の年金研修を開催し、こちらもコロナ禍の中のオンライン研修でしたが、コロナ禍前と

変わらぬ参加をいただき大変好評でした。その後も働き方改革労務監査委員会主催の研修会、昨年度中止になった社労士会労働紛争解決センター福島主催のADR研修も開催でき、さらに12月には業務委員会主催の第2回の研修会を予定通り開催できました。今後は、1月27日に電子化推進委員会主催の研修会、2月10日に業務委員会主催第3回の研修会、最後に総合相談所主催の労働研修で承認いただいたすべての研修会を終える予定です。第3回の研修会と相談所主催の労働研修は講師の先生には会場まで来ていただき従来の集合研修、その後講師の先生との懇談会も予定しております。研修はハイブリット研修を予定しており、第3回の研修は従来通りのアーカイブ配信を、また労働研修は、1週間ほどの動画配信も考えております。ただ、このようなコロナ禍なので集合研修及び懇親会は変更になるやも知れませんが、その場合はご容赦いただきたいと思います。

今年度は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という）においては、研修委員会委員に任命されました。連合会の倫理研修については、今年度も昨年度に引き続きeラーニングでの統一研修となります。2月から3月までの2か月間での受講となりますので、該当会員は必ず受講いただければと思います。

連合会の研修については、新年度に研修大綱が発表される予定です。大綱に沿ってきめ細やかな種別ごとの研修会を開催していく予定で、さらにクラウドを利用して都道府県をまたがっ

での研修も可能になるような研修方式を考えております。今後、連合会理事会、総会を通じて詳細な内容が発表されると思います。

社会貢献事業については、12月3日に今年も県内中小企業向けの社労士会セミナーをハイブリット方式で開催し、昨年を上回る企業の参加を得ることができました。また、ワークルールセミナーも7つの学校に開催できました。障がい者等への支援セミナーについては、福島県の協力を得ながら広報活動をいたしましたが、昨年は残念ながらコロナ禍により現在まで開催できておりません。大変好評をいただいている事業なので、引き続き広報を続けていきたいと思っております。なおワークルールセミナーも障がい者等への支援セミナーも東北福島年金事務所とのジョイント事業として行っております。また、福島県立医科大学病院でのがん治療者等に係る就労支援活動も引き続き行っており、今年度は法改正による相談事例集第2版を今月1月に発刊しております。県内のがん拠点病院8カ所においてももらう予定です。

東日本大震災及び原発事故復興等災害支援事業については、残念ながら昨年度の講演事業を延期して昨年5月30日にいわきで開催予定でしたが、コロナ禍により中止いたしました。ただ10年を節目とした県会の復興事業の取り組みを記録集として連合会からの予算援助を得て発刊いたしました。昨年12月24日より連合会のホームページ（会員専用ページ）にて閲覧できるよう掲載してもらいましたので、全国約44,000人の会員が閲覧できます。後世に伝えるべき記録集として記憶にとどめてもらえれば幸甚です。

広報活動においても福島働き方改革推進支援センターと共催しながら地元新聞のマスメディアを活用し広く県会の活動を伝えることができたかと思っております。

コロナ禍による支援活動については、福島県との災害協定に基づき令和2年3月より令和3年12月にわたりホットラインを開設してきました。その間260件の相談があり、雇用調整助成金を中心に幅広い相談活動ができたかと思えます。ホットラインは、相談の状況、コロナ禍の感染状況を鑑みていったん令和3年12月28日で閉鎖しましたが、状況を見ながら福島県との要請に速やかに応える体制でおります。

今年度は、残すところ3か月であります。前述した通りコロナ禍の状況を見ながら理事会において議論しつつ最良の方法で事業を進めていきたいと考えております。新年度については、来る2月15日開催の第5回理事会において事業の総括と新年度の骨子案、方針を議論する予定です。

働き方改革の法改正がほぼ施行される中、今後はWithコロナのなかでニューノーマルな労務管理が求められてきます。オンライン等による研修や会議、テレワークなどもその一つであり、コロナ禍により生まれた新たな生活様式のなかでまた今後ますます変革していくデジタル社会のなかで我々社労士の業務はどうあるべきか。ただ決して変わらないことは、我々社労士は中小企業に対しいかに貢献していくか、（人材育成・人材定着等）この信念に基づき連合会のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現のために知恵と経験を結集し社労士の更なる発展につながることを切に希望するところです。

結びに今年は「壬寅（みずのえとら）」寅は、「決断力と才知」の象徴でもあるそうです。今年もいろいろ予想もされない困難、災害があるかもしれません。決断力と才知を持って乗り越えましょう。今年が会員皆さんにとって幸多き一年であることを心より祈念申し上げ新年の挨拶とします。



## 新年のご挨拶

福島労働局

局長 河西直人

新年を迎え、皆さまの御健勝と御繁栄を心よりお祝い申し上げます。

福島県社会保険労務士会、並びに会員の皆さまには、日頃から労働行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年から続くコロナ禍では、新年を迎えて全国的には新規感染者が急速に増加している状況にあり、県内においても新たな感染者が拡大傾向となる中で、経済や雇用情勢には大きな影響を与えており、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年が経とうとしていますが、復興・再生を着実に進めるうえで、復興途上にある被災地では大きな困難に直面しています。こうした厳しい状況下において、労働・社会保険の専門家として福島県の復興・再生を担っておられる皆さまの御努力に、心からの敬意を表します。

福島労働局といたしましても、県内各労働基準監督署・ハローワーク・労働局に新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を設け、事業主及び労働者の方々からの相談にきめ細やかに対応しつつ、休業を余儀なくされた労働者の雇用維持を図るため、引き続き、雇用調整助成金等の早期支給により事業主を支援する他、産業雇用安定助成金を活用した雇用シェアリングと、やむを得ず離職した方には、求職者支援制度をはじめとした公共職業訓練等を活用した再就職促進に努めてまいります。

福島県社会保険労務士会の会員の皆さまには、雇用調整助成金等に係る手続きにおいて、中小・小規模事業者の相談支援に継続して御協力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

また、福島労働局では、福島の復興・再生を持続的に進めるためには、人材の確保、定着の観点から働き方改革を通じた魅力ある職場づくりが重要であると考えており、現在、福島労働局においては最重点課題として魅力ある職場づくりの推進に取り組んでいます。

働き方改革関連法による改正法が平成31年4月から順次施行されており、中小企業においても令和2年4月からは、時間外労働の上限規制が適用され、また、昨年4月からは、正社員とパート有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止され、さらに、本年4月からは、パワハラ防止対策についても義務化

されることとなります。

県内の事業主・労働者の皆さまには、各改正法の趣旨を御理解いただき、労使一体となって魅力ある職場づくりのための職場環境の整備に確実に取り組んでいただきたいと考えております。そのための支援といたしまして、福島働き方改革推進支援センターを設置し中小企業事業主の方からの御相談への対応や県内各地域でのセミナーの開催、労働基準監督署の労働時間相談・支援班による企業への個別訪問や説明会を実施しております。今後も、福島働き方改革推進支援センターと連携を図りながら魅力ある職場づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

当局のもう一つの最重点施策は、東日本大震災からの復興支援です。福島の復興・再生に向け、多くの方々が福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業、除染作業、汚染土壌等の搬入・搬出の作業及び中間貯蔵施設における事故由来廃棄物の処分のための作業等に従事されています。これらの作業に従事される労働者の方々が安心して働くことができるよう、安全や健康及び労働条件の確保・改善対策も引き続き実施してまいります。

また、復興関連事業に限らず、県内すべての事業場において、労働災害防止対策の徹底を図っていただきたいと考えています。特に昨年は、一昨年と比較し、労働災害による死傷者数が増加しており、強い危機感を抱いております。こうした危機意識の下、労働災害ゼロを目指して、本年が最終年となる第13次労働災害防止計画に基づき、墜落・転落災害や転倒災害等の防止に向けた各種対策を実施してまいりますので、なお一層の御協力をお願い申し上げます。

本年も当局は、県民の皆さまの行政ニーズをしっかり把握し、福島の復興・再生を雇用・労働の面から支えながら後押しすべく、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発の各分野を有機的に連携させ、全力で効果的な対策を推進してまいります。皆さまには、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、令和4年が皆さまにとって幸多き明るい笑顔の一年となりますことを心より祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

日本年金機構 東北福島年金事務所

所 長 風 張 信 男

令和4年の新春を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

日頃より、福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日本年金機構の事業運営に、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、年金相談センター、年金事務所における年金相談窓口等の運営業務委託による年金相談対応につきましても、多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

日本年金機構は、より一層、お客様の立場に立った親切丁寧な相談対応を心掛け、安心して来所頂き、満足してお帰り頂ける相談窓口となるよう努めて参りますので、本年も引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、生活様式の変換や様々な自粛等を余儀なくされた厳しい年でありました。

当機構においては、被保険者や事業所様にご迷惑をおかけしないよう速やかな届書処理に取り組みました。

また、来所や訪問制限に対応し、郵送届出勧奨や郵送調査など、事業所様や社会保険労務士様のご理解、ご協力のもと実施することが出来ました。

本年は、引続き感染拡大防止対策を図りながら、安心安全な業務運営を行うとともに、感染症の影響を受けられた被保険者様、事業所様の特例申請等についても、親身にご相談に応じ対応して参ります。

また、電子申請の周知広報に取り組んで参りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を契機に、電子申請の届書利用率はかなり高

くなっています。既に、福島県社会保険労務士会様及び会員の皆様には、電子申請利用促進に向けご協力を頂いておりますが、いつでも申請が可能、移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減、出先からの申請が可能、保険証交付の期間短縮等のメリットもありますので、更なる電子申請利用開始に向けたご協力をお願い申し上げます。

制度改正への対応としましては、年金給付面で、2022年4月施行の在職年金定時改定の導入、60歳台前半の在職老齢年金の制度見直し、繰下げ受給の年齢上限の引上げ等、適用面では、短時間労働者の適用拡大が図られ、100人超規模の事業所が2022年10月から、50人超規模の事業所が2024年10月から強制適用となります。

これら制度改正に関し、年金受給権者や被保険者、事業所の皆様に周知していくことが非常に重要です。

地域年金展開事業によるセミナーや年金制度説明会の対面での実施を自粛している現状ですが、Web会議ツールを活用した非対面型による実施に切り替え、今後は文書やホームページ等、あらゆる機会を通じ周知広報して参ります。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、当機構の事業運営に対するより一層のご理解と、引続きのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会様の今後益々のご発展と会員の皆様のご健勝を、そして、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

支部長 遠藤 隆 男

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆さまには、日頃より協会けんぽにおける各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協会けんぽは本年で設立14年目を迎えました。加入者の皆さまの健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療を享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆さまの利益の実現を図ることを基本使命とし、病気の予防、健康の維持・増進に向けた各種事業に取り組んでおります。

令和3年9月時点の福島支部の加入事業所は約3万6千、加入者は約66万人を数え、県内最大の保険者となっております。また、協会と加入者の皆さまとをつなぐ役割を担っていただいている健康保険委員の委嘱者数は令和4年1月末で約4千8百人を数え、健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合は、全体の51.4%となりました。

昨年も、新型コロナウイルス感染拡大が続く、福島支部における各種健診・保健指導等の事業は、2年連続して大きな影響を受ける結果となりましたが、本年はコロナウイルスの感染が一日も早く終息し、協会の各種事業が円滑に進むことを願いたいと思います。

さて、将来の健康度向上への取り組みを評価

するインセンティブ制度におきまして、福島支部は令和2年度の実績が昨年度より順位を3つ上げ、全国47支部中第7位となり、令和4年度の保険料率にマイナス分として反映されることになっております。

また、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に向け積極的に取り組む「健康経営」の考え方に基づき、平成27年からスタートした「健康事業所宣言」のエントリー事業所数は、令和4年1月現在で1,849社となり、多くの事業所にご参加いただいております。さらに、福島県と共催で実施している「ふくしま健康経営優良事業所」認定制度においては、今年度は協会けんぽ加入の事業所183社が認定を受け、そのうち特に取り組みが顕著な3社が表彰されました。

これらに加え、保険証回収や被扶養調書の提出、申請書の郵送化など、弊協会事業の推進に関しましては、事業主・加入者の皆さまの良き相談役であり、社会保険実務の専門家である皆さまのお力添えが何より大事と考えておりますので、引き続きご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の福島県社会保険労務士会様の益々のご発展と、会員の皆さまのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会

会長 大野 実

宍戸会長はじめ、福島県社会保険労務士会の皆様には、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染され、今なお療養をつづけられている皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様に心からのご冥福をお祈り申し上げます。

長引くコロナ禍の中で迎える令和4年ですが、最新の世界経済の動向に目を向けますと、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化していることを踏まえ、私たち社労士も、関与する企業とともにこの変化に対応すべく日々の業務にあたらなければなりません。

また、連合会では、同時にこれから先の5年、10年の我が国社会の姿を見据えながら、会員の皆様の業務を支援し、社労士の社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかねばならないと考えております。

政府においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を主要施策としつつ、少子高齢化社会に対応するための「働き方改革」の推進と、マイナンバーカードの普及をはじめとする「デジタル社会」の推進に注力することとしていることを踏まえ、連合会では、これらの施策

は我々社労士の専門分野であることから、昨年設置いたしました働き方改革推進本部、デジタル化推進本部による取り組みを強化し、2月から3月にかけて、各種のフォーラムを開催し、企業の労使の皆様をはじめ、広く国民の皆様に、社労士の専門性を発信していくこととしております。

また、コーポレートメッセージに掲げる「人を大切にする企業づくり」について、人材の確保・定着という経営上の課題を抱える中小企業・小規模事業者の皆様が、私たち社労士に具体的にどのようなご相談をいただくことができ、この課題を解消していくことができるのかを知っていただくための相談会、セミナー等の事業を展開してまいります。

更に、これからのグローバル社会の進展という視点では、私たち社労士も、企業ひいては我が国社会の維持発展に貢献していくため、「SDGs」、「ビジネスと人権」等、新たな価値を理解して、これらを踏まえた対応をしていくことで、国民の皆様からの信頼をゆるぎないものとしていかなければなりません。

会員の皆様には引き続き本年も連合会の事業運営にお力添えをお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年になりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 記録集

## 「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故10年の取り組み」の発刊について

災害対策本部

副本部長 中 目 敏 雄（いわき支部）

平成23年3月11日 14時46分

あの大震災からもう10年？いや、まだ10年？  
 まだまだ、福島は原発問題が解決するまでは、完全な復興とは言えないのでは？

毎年、連合会から復興支援事業支援をいただきこの期間、支援活動事業等を実施しております。これまでの支援活動状況と被災地の現状を10年目の節目として後世に伝えるべきものと考え、「記録集」を発刊いたしました。

県会として震災直後の状況からの支援活動状況等の内容を平成26年2月に「東日本大震災報告書」として発行しております。当時を回想しますと、「避難所での相談会」は情報錯綜状態で着のみ着のままで避難された住民の方々への社労士業務を超える内容も含め、対応させていただいたことをつい昨日のように思うのは、私だけでしょうか？当時の状況について、新たに入会される会員にも情報を伝達共有すべきであろうと言う事も記録集の発刊の趣旨の一つでもあります。

あれから現在まで、未だ避難している住民も3万人を超えており、更に原発事故により帰還できない地域もあり、完全な復興には程遠いのが現状です。

福島県は、震災の被害だけではなく、「原子力発電所の事故」と言う安全神話を覆す程の大事故が起きました。廃炉作業等には40年は掛

かると言われている状況です。まだまだ、復興は道半ばです。その中で地元行政も避難住民の帰還への取り組みを行っております。

併せて、後世に語り継ぐ取り組みとして、【東日本大震災・原子力災害伝承館】（双葉町）、【中間貯蔵工事情報センター】（大熊町）、【東京電力廃炉資料館】（富岡町）等の施設が開設されております。更に【浪江町請戸地区の請戸小学校】が震災遺構として公開されております。令和2年3月にはJR常磐線が、震災後全線開通（品川から仙台までの特急あり）しましたのでアクセスも良くなりました。（特急停車駅から各施設への移動も可）是非、現状を直接肌で感じていただければと存じます。その時に、今回の「記録集」が多少なりとも参考になれば幸甚です。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故  
 10年の取り組み



記録集「浪江町請戸小学校」 発行場所：浪江町避難委員会

令和3年11月



福島県社会保険労務士会



## 第1回研修会（9月2日）を受講して

山 本 未奈子（福島支部）

9月1日付で入会しました山本未奈子と申します。9月2日に行われました第1回研修会には後日の動画配信で受講をしました。登録後初めての研修だったのですが、講師の先生方が基本的なところから整理して講義をしてくださったため、入会したての私でも深く考えさせられる内容の研修になりました。

第一部では、東京会所属の出口裕美先生より、「社労士業務のデジタル化、多様な働き方」の講義がありました。出口先生自身が、社会保険労務士事務所の代表でありながら実際に出産や育児を経験しながら、出社しなくとも、また職員の方が効率的に日々のルーティン業務を行うことができるよう事務所内業務をシステム化し、職員も子育てに入りやすく復帰しやすいといった環境を整えているという内容でした。実体験に基づく話はとても興味深く、現在では育児休業だけでなく介護休業や自分の療養のため休業をしている職員の方もいるということで、きっかけは育児休業であっても、のちにいろいろな方が利用できる環境整備につながるのだと感じました。

倫理研修では榎田哲士副会長より、助成金での懲戒処分についての注意事項等お話がありました。新型コロナウイルスの感染拡大により助成金申請業務のニーズが高まっていること、そしてコンサルティング会社等第三者をはさむことにより誤った認識のもと業務を行うと社会保険労務士法に抵触する恐れがあることを学習しました。助成金を受給するための申請ではなく、国がどのようなことを企業や事業主に求めているか根本の要因を念頭に置き、労働環境の整備・改善を行った結果に助成金申請のステッ

プがあることを再認識しました。私たち社会保険労務士も顧問先事業主もお互いに申請のための「助成金慣れ」となってしまうような日頃からの意識付けが大切だと感じました。

第二部では、愛知県会所属の大津章敬先生より、『これから人事制度構築を提案する社労士のための「人事コンサル」基礎講座』の講義がありました。私自身、人事制度について提案は未経験です。人事制度と聞くと難しく複雑なシステムを想像し構えていましたが、大津先生のお話からはシンプルに誰にでもわかりやすく、事業主の思いを制度に反映する、といった内容の説明があり、納得させられました。中小企業の取引先が多い中で、本当に求められるのは複雑な制度ではなく労使双方が納得するようなわかりやすい制度だと感じます。また、事業主の思いを反映することで生きた制度として活用されていくのだと思いました。今後、こういった内容をどんどん提案できるようになろう、といった呼びかけがありました。

初めての研修参加でしたが、基礎的な知識から今後を見据えた講義がつまった内容であり、有意義なものになりました。今回は動画配信での視聴でしたが、コロナウイルスが落ち着き、県会の皆様と実際に集まっての研修もいつか参加できることを心より願っております。



講師：出口裕美氏



オンライン研修の様子 講師：大津章敬氏



## 第2回研修会について

末 永 忠 之（相馬支部）

令和3年度第2回研修会について、それぞれの講座ごと、特に「就業規則作成業務はこんなに面白かった！」を中心に、僭越ではございますが、私の感想と所見を述べさせていただきます。

「インボイス制度」伝達研修においては、消費税の仕入れ税額控除からインボイス制度の詳細まで網羅した内容で、重要な学びを得ることができました。これまで私はインボイスに対して「来年度中に登録番号を取得しなければいけないらしい」という程度の、概要にも満たない浅薄な知識しか持ち合わせておりませんでした。インボイス制度の詳細をわかりやすくまとめて頂いたことに感謝を申し上げます。売上に関わらず、お客様のためにも危機感をもって制度導入に取り組むべきである旨を学ぶことができました。

「社労士診断認証制度」につきましては、実際の書式を使用し、診断の手順や、記載についての要領をわかりやすくお示し頂きました。ワークライフバランスや労務コンプライアンスの向上が企業の大きな課題になっている現状において、「社労士診断認証制度」はさらに重要性を増すことが予想されます。リクルートにも活用できる当該制度について、さらに学びを深め、お客様に提案を行っていきたいと考えております。

「職業倫理」研修におきましては、認識を誤りやすい「非社労士との提携の禁止」と「他士業との兼業者の業務契約」についてわかりやすくまとめて頂きました。一見問題がないように感じられるケースも実際には違法である場合があり、十分に注意をして業務を行っていく必要があることを痛感いたしました。

「就業規則作成業務はこんなに面白かった！」は、これまでの認識が大きく変わるような新鮮な内容でした。

「法律に沿った、会社（特に事業主）のリスクを回避する就業規則こそが優秀な就業規則である」と

いう私の認識は、凝り固まった視野の狭いものであったように感じます。私のみならず、就業規則＝リスク回避という視点でとらえている方は多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

講義内容においても、「これまでの就業規則作成業務は「リアクティブ（クレーム回避）」「エゴセントリック（自己中心）＝会社中心」であった。しかし、組織が発達した状況における就業規則作成には「インテグラル（いろんな価値観を統合する）」で且つ「クリエイティブ」であることが求められる」とあります。

つまり、組織が発達したときはリスク回避の視点ではなく、労使が良好なパートナー関係を築くために何が必要なのかという視点が大切になるわけです。

しかし、何が必要かは社外の人間にわからないと述べられています。よって、社外の人間である社労士が行う業務は就業規則を作るのではなく、働き方や、未来のあり方を労働者、使用者と一緒に考えることになります。講義においては、「就業規則をパソコンで入力する業務」から「会社のルールをデザインする業務」へチェンジするという表現で述べられています。

働き方や、未来のあり方を労働者、使用者と一緒に考える過程において、社労士にはファシリテーターとしての役割が求められます。

講義においてはこれを「ワークルール（デザイン）ファシリテーション」という名称で記述しています。

社会保険労務士がファシリテーターになる意義やメリットについては以下のような事項が挙げられます。外部の人間であるため、労使の間に立って、公正な判断ができる。法律の知識があるため、違法な条項に至らないよう、話し合いを正しい方向に導くことができる。他社の事例を知っているため、具体的なアドバイスも可能になる。

社労士がファシリテーションをするメリットを堅固なものにするために、我々には、法律の知識はもちろん、実務や様々な媒体を通して情報の収集をすることが求められます。

講義においては、ビジネス視点で考えた時にも「単なるリスク回避の就業規則」よりも「ワークルールファシリテーションによるパートナーシップが充実した就業規則」のほうが需要が高まってきており、かつ費用を高く設定できると述べられています。

一方で我々がサポートする中小事業主の多くは「就業規則＝リスク回避」として捉えているのではないかと思料します。まずは、事業主の方々に就業規則についての新たな視点を持って頂くことが大切であり、「ワークルールファシリテーション」についてのプレゼンが必要になってくるのではないのでしょうか。

講義内容の「求められるのは建築家のような社労士である」という言葉に私はとても感銘を受けました。「会社」を「家」としてとらえたとき、たしかに社労士が為すべきことは建築家のものであると感じました。社労士の仕事はクリエイティブなものに対極にあると考えておりましたので、視界が開けたようでした。視点を変えることで、就業規則作成がクリエイティブな業務になり、社労士業務のさらなる拡がりを感じることができました。

ワークルールファシリテーションにおける課題の一つは公平性を保つことにあると考えます。社員が社長の前で本音で話すことができるか。顔を窺ってしまうのではないかと。そこには企業の風通しの問題もあります。「労使が本音で話せる会社」が前提でなければ、ワークルールファシリテーションの効果が発揮されず、最終的に皆が納得する就業規則を作ることができません。大前提である「組織の発達」がやはり重要です。社労士のアプローチにより「組

織の発達」を促進することができるのではないかと。その点についても模索していくべきかと考えます。

講義内容において特に印象に残ったのが、「感情」を重要視されていることです。ファシリテーターに求められるスキルの一つである「ヒアリング力」の詳細として「事実と感情を聞く」、「相手の感情・思考を明らかにする」と述べられています。ある種「思考」よりも「感情」を大切にされる姿勢に新鮮な驚きを覚えました。就業規則の作成と「感情」は遠いところにあるように考えておりましたが、未来の働き方を作るワークルールにおいては感情こそが大切なポイントであることがとてもユニークで、且つ的を射ているのだと感じました。行動の源泉は感情であり、理想を描くのであるから、そこに感情が伴わないわけがないという考え方に共感いたしました。

表現方法について述べられているところも大変面白く感じました。前述したように、私は就業規則作成において、論理的であること、整合性が取れていることに終始していたため、表現方法に思いを巡らせることはありませんでした。しかしファシリテーターである社労士に表現力が求められるのは当然のことであると納得できます。同じ事象であっても、表現する言葉が異なれば、イメージが変わる。ポジティブなイメージを想起させることも表現次第です。論理性を確実に担保しながら、労働者の方々がポジティブなイメージを持てる表現を試みようと思いました。

ワークルールファシリテーションによって使用者と労働者の就業規則に対する意識やイメージを変えることは、働くことの希望を作り出すことにつながるのではないかと感じました。

大変お忙しい中、各講座をご準備頂いた皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。



オンライン研修 講師：社労士 下田直人氏



## 「令和3年度新入会員研修会」に参加して

大和田 勝 史（いわき支部）

令和3年度新入会員研修会が、9月14日、27日に行われました。コロナ過にあったことから、Zoomによる参加者が多く、少々寂しいものでしたが、内容密度は濃いもので参加した感想を述べたいと思います。

受講対象者は、開業登録5年未満の社会保険労務士ですが、多くは開業したばかりの新人ばかりで、なかには数日前に開業した方もおりました。社会保険労務士として早期に先生方に追いつこうという気概と期待、それに本当にやっていけるのか不安が入り混じった雰囲気の中で宍戸会長をはじめ副会長、常任理事、理事や先生方による研修が行われました。

1日目は、社会保険労務士制度の概要や社会保険労務士会の権利・義務、オンラインを利用した業務、各役所の説明、顧問先開拓、事務代理、実務研修と盛りだくさんの内容でした。しかしながら、実務上の成功した事案や、失敗した事案などが織り込まれたもので、とても貴重なものとなりました。単なる知識習得ではなく、実務に直結できる内容であり、特にFacebookやTwitterといったSNSによる情報を発信することで事務所の広報を行い、各種情報提供するビジネス要素を学ぶことができ、これから一層の事務所の広報に力を入れようとしている私には大いに参考になる研修でした。ぜひともSNS等を活用していきたいと思います。

また、1日目の研修では、グループディス

カッションが行われました。私を含め、Zoomでの参加者が多数を占めておりましたが、理事の方々の手厚いサポートによりスムーズにグループディスカッションを行うことができました。経験豊かな先生方への質問や考え方などをお聞きする機会はあまりないのではないのでしょうか。大変貴重なお時間をいただきました。

1日目の最後には、先生方に社会保険労務士の実務だけでなく、顧客獲得の成功の方法や失敗談等、様々なお話をいただきました。

2日目は実務研修と職業倫理、税務に関する内容でした。社会保険労務士の職業倫理については、研修の中でその重要性が説明されており、社会保険労務士の使命と責任の重さを再確認しました。

研修で業務知識を得ることができましたが、それ以上に先生方から貴重なお話や励ましをいただきました。また、参加者との交流、仲間意識の醸成など日常のなかでは経験できないものでした。参加して本当に良かったと思います。

2日間にわたって、ご指導いただいた先生方には、お忙しい中、親切丁寧な講義で大変有意義な研修を受講させていただき感謝いたします。今後、社会保険労務士として社会貢献できるよう、さらには、将来、先生方と同じように後輩の社会保険労務士に講義で体験談を話すことができるように励んで参ります。



## ワークルールセミナーを実施して

庄 司 義 信 (会津支部)

12月10日に喜多方高校にてワークルールセミナーを行いました。貴重な体験でしたので時系列で御報告したいと思います。

事前打合せで訪れた母校は数十年ぶりでしたが、担当の山口先生も同校の後輩でした。喜多方東高校と喜多方高校の統合により今回2クラスの71名が就職のためのセミナー受講とのことでした。生徒数は統合しても230名で、私が現役の頃は300名超でしたので、ここでも少子化の流れを強く感じました。

当日はパソコンの準備のため少し早めに行き待機しておりました。そのうち、生徒が清掃を始めたので眺めていると何となく違和感を感じました。女子は清掃しているのに男子は殆んどしていないのです。ジェンダーハラスメントという言葉が浮かんだのは社労士だからかもしれません。しかし、18歳の成人化にお金の教育が必要なように、モラルハラスメントのセミナーがあってもいいように思われました。社労士の専門分野でもあるのでいい題材になるのではないのでしょうか。

セミナーで使った資料は、①パワーポイント

②テキスト ③独自の資料です。③の内容は日経新聞の写しや労働法と私が作った資料です。職業生活を労働者と経営者の視点に分けて箇条書きにして、それぞれ24項目にまとめまし

た。生徒の理解度が上がることを期待して作りましたが、効果は未知数でした。

セミナーを実施して感じたのは次の四つです。

一つ目は約50分という短時間に対して内容の密度が濃く、時間調整がかなり難しかったことです。シミュレーションの繰り返しとポイントの絞り込みが肝要かと思われました。

二つ目は同時開催された年金事務所のセミナーは動画やクイズもありました。生徒の集中力を切らさない工夫として検討の余地があるのではないかと思います。

三つ目は生徒によって学習理解度、読解力に差がありそうなのが聴講の様子から見て取れました。聴き方に熱が入っている者もいれば、下を向いたまま動かない者もありました。前からは丸見えなので、心の中では頑張っているけれどとエールを送りながらのセミナーの実施でした。

四つ目は私自身が大変勉強になったことです。社会保険等の基礎の確認にもなりましたし、大勢の前で時間内にセミナーを開くいい機会でもあり、又、いい訓練にもなりました。

今回のセミナーは、県会事務局を始め、県社労士会の方々や喜多方高校の山口先生や関係者の御協力のもとに実施できました。改めて感謝を申し上げ、御報告を終わりたいと思います。



# 福島県社労士会

## 「令和3年度 社労士会セミナー」の開催

福島県社労士会総合相談所

所長 草 野 智 正 (相馬支部)

例年多くの参加者から好評を頂いております「社労士会セミナー」を、今年も令和3年12月3日(金)コラッセふくしま（福島市）にて開催しました。感染者数が減じているとはいえ、昨年同様、新型コロナウイルス感染予防のため、会場参加とZoom参加を併用し、会場においては、間隔を十分にとって席を設け、マスク着用や手指の消毒等万全の対策を講じました。会場での参加者は19名、Zoomによる参加者は45名でした。

セミナーは、第1部「働き方改革とダイバーシティ推進」～これからの男性育休について～と第2部「職場のハラスメントとその対応」の2部構成としました。第1部は(株)東邦銀行人材育成・ダイバーシティ推進課の斎藤幹子氏より講演をいただき、家庭と職場の両立を目指した残業時間削減やフレックスタイム制の導入等、全社的な意識改革も含めた働きやすい職場環境作りの先進的な事例を挙げつつ、男性の育児休暇取得促進に向けた取り組みを紹介いただきます。

した。続いて第2部は、福島働き方改革推進支援センターの専門家であり、当会会員の真船あい氏の講演により、ハラスメントの類型の解説、業務命令とハラスメント行為との見分け方、企業内での具体的な対策・予防方法や、事案が生じた場合の対処方法などを説明・紹介いただきました。

セミナー終了後、個別相談会を設け、今回のセミナーのテーマに沿った取り組みを予定されている事業所の方の質問に応じました。

また、セミナー会場では福島民報、福島民友の取材があり、セミナー開催の様子を記事にさせていただきました。

実施後の参加者アンケートでは、会場とZoomの併用によるハイブリット型のセミナー形式が、好評をもって受け入れられていること、講師が参加者の顔を見ながら講演するため、オンラインだけの形式に比べて聞き取りやすい等の意見もあり、今後のセミナー開催の参考としたいと思います。

## 令和3年度 社労士会セミナー

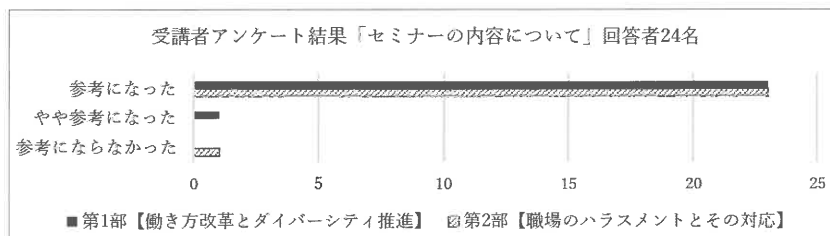
|                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時                                                                                                                                                    | 令和 3 年 12 月 3 日 (金) 13:30~18:55 (受付 13:30~)                                                                                                              |
| 場 所                                                                                                                                                    | コラッセふくしま 3F 企画展示室<br><small>〒970-0001 福島県福島市大町1-1-1<br/> 【会場】コラッセふくしま 3F (TEL:024-242-4081)<br/> 【交通】金井よりライブ門西側徒歩15分。芝罘は出ません。】</small>                   |
| 定 員                                                                                                                                                    | 会場 50 名、ライブ配信 100 名 (先着順)                                                                                                                                |
| 参加費                                                                                                                                                    | 無料                                                                                                                                                       |
| お申込み                                                                                                                                                   | 裏面の参加申込みもしくは、下記ホームページの参加申込み URL よりお申込みください<br><a href="https://fukushima-ar.jp/">https://fukushima-ar.jp/</a><br><small>※お問い合わせ先は株式会社社会保険労務士会 HP</small> |
| ◆告知内容◆                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                          |
| 【第1回】13:35~14:45                                                                                                                                       |                                                                                                                                                          |
| 「働き方改革とダイバーシティ推進について」                                                                                                                                  |                                                                                                                                                          |
| 講師：株式会社社会保険労務士 入村 育代 氏 ダイバーシティ推進課                                                                                                                      |                                                                                                                                                          |
| ※社会保険労務士の資格は、労働に関する法律について<br>「労働基準法」「労働契約法」「労働組合法」「労働争議調停法」の4つの法律を主に扱い、そのほか労働に関する法律も扱う。<br>※この講演は労働者に対する説明会とされており、労働者に対する説明会として開催する。労働者に対する説明会として開催する。 |                                                                                                                                                          |
| 【第2回】14:56~16:15                                                                                                                                       |                                                                                                                                                          |
| 「職場のハラスメントとその対応」                                                                                                                                       |                                                                                                                                                          |
| 講師：株式会社社会保険労務士会 会 員 (社会保険労務士)                                                                                                                          |                                                                                                                                                          |
| ※対応として働くことが必要となる場合、ハラスメント、セクハラ等の被害の発生に際しては、労働者<br>ハラスメントに関する法律に基づき、労働者に対する説明会として開催する。労働者に対する説明会として開催する。                                                |                                                                                                                                                          |
| ◆参加料と申込方法◆ 16:15~16:55                                                                                                                                 |                                                                                                                                                          |
| ※参加料に社会保険労務士の報酬と会場使用料を5,500円に上乗せし、ご説明いただけます。                                                                                                           |                                                                                                                                                          |



講師：真船あい会員（郡山支部）



## セミナー風景





## サッカーのREFEREE

熊谷 輝 明 (郡山支部)



福島支部の高橋淳也さんよりリレーバトンを受け取りました。

今やサッカーという競技スポーツを知らない方はいないと思います。

一度は、日本代表戦、ワールドカップ、オリンピック、Ｊリーグ、高校選手権大会などテレビ等で観戦しているかと…。見ている方のほとんどが、有名選手のパフォーマンス、自分が応援しているチームの勝ち負け、好きな選手のパフォーマンスを重視して観戦しているのではないのでしょうか。サッカーは、22人がピッチ（フィールド）で戦うスポーツですが、4名のレフェリーが存在し、22人をゲームコントロールしてるのを覚えていただきたいです。

話は脱線しますが、スポーツの審判員の呼び名についてお話しします。サッカー、ラグビー、ボクシングは「レフェリー」と呼び、野球、テニス、バドミントンは「アンパイヤ」と呼びます。レフェリーは、ピッチを動き回りながら判定する審判員、アンパイヤは、位置が決まって判定する審判員、その違いで呼び方が変わります。

話を戻します、日本サッカー審判員制度は4段階のライセンス制を採用しております。2021年度4月1日現在、261,149名審判員登録があり（日本サッカー協会HPより）、内訳として、4級が222,585名、3級が34,635名、2級が3,668名、1級が261名。Ｊリーグ審判員は、1級審判員の中から試験合格をした59名が登録。国際審判員は、1級審判員の中から8名（主審・副審）の登録となっています。また、プロ契約しているレフェリーは13名となります。ちなみに福島県の審判員は、2021年12月現在で約4,000人の登録となっております。

私も現在2級審判員として登録、たまに社会人の試合や高校生の試合のレフェリーをすることがあります。縦105m×横68mを90分間走りますので、主審をやるとトータル5kmから8km走り、夏場の暑い時は、2kgから3kgの体重が落ちます。いちばんいいダイエット方法です。（笑）

なぜ審判メインにやるようになったのかというと、小さいころから選手としてやってまして、25歳のときにある方から、「選手として目指すより、レ

フェリーとして目指した方が、広い世界が見えるぞ」と言われたのがきっかけです。そこから審判の方がメインとなり3級、2級を取得、1級を目指すこととなりました。レフェリーしていたときに当時、青森山田高校の（現日本代表の）柴崎選手と一緒にピッチにたったこと、香川選手が高校生時にＪヴィレッジと一緒にピッチにたったこと、マリーゼ時代に女子ワールドカップ優勝メンバーである現在タレントの丸山桂里奈選手ともピッチにたったことも覚えております。いい財産となりました。

サッカーのレフェリーは、競技規則の理解、常に走りきる体力、感性、強い精神力（メンタル）が必要となります。スポーツの審判中でも一番大変で奥が深いとは思っております。

今年22年は、カタールワールドカップが開催されます。是非、レフェリーを見ていただきたいと思います。ただ走っているだけでなく、選手とコミュニケーションをとったり、いろいろな表情を出しながらゲームコントロールしております。サッカーの新しい醍醐味が一つ増えると思います。

写真は、私物のサッカー審判道具です。

今回のリレー随想は、郡山支部の高坂明子会員にお願いします。よろしくお願いいたします。



# 「情報・一番」

## 福島支部オンライン研修事始め



菱 沼 生 美 (福島支部)

### 1 はじめに

2021年9月28日。福島支部で初めてのオンライン研修が行われた。

当日の研修会は2部構成で、第1部は集合型研修、第2部はZoomウェビナーによるライブ配信及び会場参加の併用型研修と2つの形式を用いて開催された。第1部では東北福島年金事務所の担当官を招いての電子申請を内容とする研修を行い、第2部では、福島と東京とをオンラインで繋いでの、帯刀康一弁護士によるLGBTへの配慮と実務対応に関する研修を行った。ライブ配信参加は14名、会場参加は20名。ライブ配信に関しては、他支部からの参加者も非常に多かった。

研修会後は希望者で集まり、オンライン懇親会&情報交換会を開く。会場参加者はそれぞれに事務所や自宅へ戻り、改めてオンライン上に集まった。第2部講師の帯刀弁護士を含めて10名の参加。予想していた時間を大幅に超える盛り上がりとなった。

当支部は長きにわたり「同じ場所に集まること」「直接顔をあわせること」をととても大切にしてきたように思う。年3回の研修会に懇親会。そこで会員同士が交流し、更に学びを深める。これこそが、福島支部。そう考えてきた。しかしそれが、未知のウイルス感染症との遭遇により途端に難しくなってしまった。そんな状況のなかでたどり着いたのが、支部による支部

会員のためのオンライン研修とオンライン懇親会。この、福島支部初めての試みについて、開催に至るまでの山あり谷あり笑いありの珍道中を、福島支部幹事を代表して研修担当である私がここに記そうと思う。

### 2 悩める幹事会

2021年5月某日、第2回支部幹事会。私たちは悩んでいた。

研修会の開催は支部のメインとなる事業だ。労働及び社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者としての資質をさらに向上すべく、福島支部では毎年3回の研修会を実施している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度の研修会の開催はすべて見送った。感染症の影響は大きく、以前のような集合型研修の開催は難しい。とにかく「同じ場所に集まること」「直接顔をあわせること」を大切にしてきた支部である。会員にどのような場を提供することができるのか非常に悩んだ1年であった。結論はでないまま、私たちは新しい期を迎える。

1年も悩んだのだ。さすがに何かを始めよう。でも、「何か」ってなんだ? 「巷でみるオンライン研修を支部でやってみるのはどうだろう。県会でもやっている。」「いやいや、支部でそんな大掛かりなことは本当にできるのか。」なかなか決心がつかない。市民会館604号室に集まった私たちは再び行き詰る。その時、議論を

聞いていたひとりから声があがった。「やったらいじゃない。悩むなら、こんなところに皆で集まってないで、まずは試しにオンラインで幹事会でもやってみたらどうよ」

その言葉にハッと我に返る。「なにをやっているのだ、私たち」と少し可笑しくさえなる。私たちはいま新しい研修の枠組みを検討しているのだ。オンラインを利用した新しいやり方をまず幹事会で試してみればいい。どうやら先行きの見えない状況に振り回されすぎて、気持ちが少し委縮して心が固くなっていたようだ。もっと自由であっていい。もっと新しいことに挑戦できるはず。悩むだけ悩んだら、次はやってみよう。

「やってみたらいい」その言葉に背中をグッと押された瞬間であった。

この後、私たちは、新しい環境に対応するために支部専用パソコンを用意することを決め、そして数日後には、パソコンやスマートフォンで利用できるオンライン会議システムZoomを導入した。

### 3 オンライン研修会、決まる

環境は整った。しかしまだ支部会員という大人数を相手にツールを使いこなせる気がしない。そんな状況での講師選定の基準は、講義内容もさることながら、オンライン研修を運営込みでお願いできること。全く未知の世界に足を踏み入れた私たちは、まず、県会研修会でもおなじみのR新聞社さんを頼ることにした。「R新聞社さん、わたしたちの研修をお手伝いいただけませんか。」

しかし、みんな考えることは同じである。他県会の各支部からも同じようなオファーがいくつも届いているとのこと。お引き受けいただくのは難しそうだ。業者を通さずに直接講師と交渉をしてみたらどうだろう、とR新聞社さんからご提案をいただく。今どきの弁護士事務所ならオンライン研修運営の仕組みをもっているは

ずであるし、その方が費用は抑えられるとも教えていただく。「それにしても、身近にオンライン研修運営のプロフェッショナルがいるでしょう。そちらに教えてもらおうといいのに。」とR新聞社さん。

それは、どなたですか？

「県会事務局ですよ。既に高度な技術をお持ちです。」

灯台下暗しとは、このことだ。

2021年7月某日、第3回支部幹事会。初めてのオンライン幹事会。私たちは、高井・岡芹法律事務所にオンライン運営を含むZoomウェビナーを使用してのウェブ研修を依頼することを決めた。

### 4 Zoomによる研修会運営の方法を習う

2021年9月某日。支部長、事務局、研修担当幹事2名で県会を訪ねる。

同じ場所に集まり直接顔をあわせる機会を少しでも持ちたいと考えた私たちは、徹底した感染症対策を条件に、研修会をZoomウェビナーによるライブ配信及び会場参加の併用型で開催することに決めていた。今後のために、県会事務局にZoomによる研修会運営の方法を習いに行く。講師は丹治事務局長。Zoom操作の基本の基から研修会運営のカンドコロまで、熱心にレクチャーくださる。今までは何も考えずパソコンの画面上をクリックすれば繋がっていた研修の世界。いざ自分たちで始めようと思ったらさあ大変。何もかも本当に分かっていなかった。初めて火を発見した人類もきっとこんな気持ちだったに違いない。

「慣れてしまえば簡単」と笑う丹治事務局長の言葉にぎこちなく頷く私たち。「それでも実際に研修が始まるまでは、トラブルなく講師と繋がるかどうか毎回不安ですけどね」との言葉に、一同、深く頷く。

## 5 研修会直前

研修会当日。会場参加については20名、オンライン参加については14名の参加申し込みがあった。今までの研修よりも他支部からの参加者が多かったのは、ライブ配信によるところが大きかったのではないだろうか。第2部は、第1部の会場を引続き使用し、Zoomウェビナーによるライブ配信をその場でも視聴できるように設営した。支部事務局が会場の運営を行う。事前に講師とのテストも行った。会場でのテストも済んでいる。あとは研修中に回線、機材トラブルが起こらないことを祈るだけ。いよいよ帯刀康一弁護士による講義が始まる。

## 6 研修会～オンライン懇親会&情報交換会

講義が始まってしまえばあっという間の120分であった。心配していたような大きなトラブルもなく、ライブ配信はスムーズに行われた。県内各地に散らばるそれぞれの事務所またはコラッセふくしまの会場で、私たちはオンラインを通して繋がり、講義を通して性の多様性やセクシュアルマイノリティを取り巻く課題について共に学んだ。

研修会後はオンライン懇親会&情報交換会を開催した。会場で受講していた懇親会参加者は事務所や自宅へ戻り、みな思い思いの飲み物と食べ物とを手に、改めてオンライン上に集まった。新入会員の参加もあり、コロナ禍でそれまで直接会うことが叶わず気がかりであっただけに私たちはそれをととても嬉しく感じた。ようこ

そ、福島支部へ。待っていたよ。

乾杯で始まったオンライン懇親会の参加者は会員9名。遅れて参加の帯刀弁護士を加えて合計10名での会となった。前半はそれぞれに思うことを話したり相手の話に耳を傾けたり、たまに飲んで食べて、とゆるやかな雰囲気に進んだ。そこに遅れていた帯刀弁護士が登場すると、話題は一気にLGBTへ。彼らが抱える困難や彼らを取り巻く課題について、改めて学びを共有した。会は盛り上がり予想していた時間を大幅に超えての終了となった。

私たちの初めての試みはささやかに成功した。

## 7 これからのこと

このコロナ禍で私たちの研修の枠組みは大きく変化した。感染症と向き合うなかで、私たちはどこにでも繋がれるツールの便利さを知った。いつもの事務所に居ながらにして、移動することなく研修会に参加できる。オンラインを介在させることで、集合研修では気軽に呼べないような遠方の講師の話の聞くこともできる。これらによって支部研修の持つ可能性が格段に広がったような気もする。一方で、支部研修が便利になり、広がりを見せればみせるほど、支部以外の研修とのボーダーが曖昧になってくるような気がする。果たしてそれはよいことなのか、悪いことなのか。

改めて考える。支部研修とはなんだろう。福島支部らしさとは。福島支部ならではの研修会とは。私たちはこれからも考えていく。



# 新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名  
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など



1. <sup>とみ た かず や</sup> 富田 和也  
2. 郡山市緑町9-12  
3. 令和3年8月15日  
4. 開業  
5. T&Fパートナーズ  
社会保険労務士事務所  
6. 初級システムアドミニストレータ  
7. ドローン  
8. 昨年まで民間企業の人事部門で勤めてきま

したが、社員の整理解雇などのやりきれない業務に携わった経験をしたことをきっかけに、自分が社労士を志した当時を思い出し、本当にやりたかった仕事は何なのかということを自問自答した結果、会社を退職して開業社労士としてリスタートすることにしました。これからは、人のために貢献できる社労士を目指して頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



1. <sup>しろ した かず あき</sup> 城下 和彰  
2. 福島市  
3. 令和3年8月15日  
4. その他  
6. 中小企業診断士  
7. 読書、映画鑑賞

8. 転職により労務部門の担当になったため、労務に関する体系的な知識を学びたいと思い、社会保険労務士の勉強を始めました。  
社会保険労務士として恥ずかしくないように自己研鑽を重ね、責任感を持って業務に取り組みたいと思います。ご指導よろしくお願いいたします。



1. <sup>やま もと みなこ</sup>山本 未奈子
2. 福島市丸子字町裏2-3
3. 令和3年9月1日
4. 開業
5. やまもと社会保険労務士事務所
6. FP2級、年金アドバイザー3級

7. 書道、ゴルフ
8. 前職は郵便局で、5年ほど勤務するなかで「働き方」に強く関心を持ち、社会保険労務

士の資格を知りました。実際に資格を取得し業務をしてみると分からないことばかりで、常に「調べる力」というものが必要だなと感じているところです。これから子育てなど経験する中で、女性視点からの労務管理の話もできるよう意識して公私ともに経験を積んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



1. <sup>くぼた ゆう さく</sup>久保田 祐作
2. 郡山市芳賀2丁目8番15号  
ロイヤルコート芳賀102号
3. 令和3年9月1日
4. その他
5. 有限会社飯田製作所  
福島第2工場

6. 刑事訴訟法関連について少々知識あります(弁護活動は出来ませんが…)、フォークリフト特別教育
7. 読書、勉強(最近はド素人ながらピープルア

ナリティクスに興味、関心があります)、柔道  
8. 福岡県八女郡出身の久保田祐作です。元々企業で労務をやっていきまして、ド素人からの挑戦だったので、上長から叱られ、周囲に迷惑をかけてばかりでした。このままではマズい、と思い(大きな目標として)社労士挑戦を掲げ、体系的な勉強をスタート、2020年(第52回)で合格しました。未々未熟者ですが、社労士としての基礎的な知識に他の領域、経験を組み合わせ個性を磨いていきたいと思えます。



1. <sup>いし ど たか ゆき</sup>矢戸 隆之
2. 福島市
3. 令和3年12月1日
4. 勤務
5. 福島県農業協同組合中央会
6. 国家資格キャリアコンサル

- タント、CDA、メンタルヘルス・マネジメント検定試験 I種、CFP®(日本FP協会認定)、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、1級DCプランナー(企業年金総合プランナー)
7. Heavy Metal Band (Guitar)、草むしり

8. グループ組織の教育センターで人材育成業務に従事しています。広く人材育成に携わる者として、職業生活に関する法制度の知識は身に付けておかねばと考えるようになり、一念発起して社労士試験に挑戦しました。

先が見えない、誰も答えがわからない「VUCA」の時代だからこそ、組織と個人の真の声に耳を傾けて寄り添い、湧き上がる想いの実現のお役に立てるよう焦らず弛まず怠らず精進して参ります。どうぞよろしくお願い致します。



1. <sup>ほん</sup><sup>だ</sup><sup>た</sup><sup>ろう</sup> 本田 太郎

2. 福島市
3. 令和3年12月1日
4. その他
5. 福島市役所
6. 2級ファイナンシャル・

プランニング技能士、柔道参段

7. 読書（特に司馬遼太郎）、旅行、柔道
8. 市職員として20年が経ち、改めて自分のキャリアや役割を考えていました。その際に

“人”を大切にする社会的責任を担う社労士に関心を持ち、公務との多くの共通点や社労士のやりがいを感じました。

現職公務員による入会となりますが、先輩方よりたくさんのことを学ばせていただきたいと思います。そして、将来の社労士業務を見据えつつ「腰は低く、志は高く！」をモットーに取り組みます。ご指導のほどよろしくお願いいたします。



1. <sup>おお</sup><sup>ひら</sup><sup>ゆう</sup><sup>たろう</sup> 大平 裕太郎

2. いわき市泉玉露六丁目16-3  
グレイスコート201
3. 令和4年1月1日
4. 開業
5. いわき労務管理事務所

6. 言語聴覚士・クイズ（アタック25優勝）
7. 家庭菜園、一口馬主、男声合唱
8. ことばや聞こえ、飲み込みのリハビリテー

ションをサポートする言語聴覚士として、13年間、コミュニケーションや生活の困りごとを支援する仕事に従事してきました。

社会保険労務士としては、①日々のコミュニケーションを大切に ②すぐ対応 ③オンラインでも対応 の3つをスローガンに頑張っていきたいと考えています。

ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



1. <sup>さい</sup><sup>とう</sup><sup>かず</sup><sup>よ</sup> 齊藤 和代

2. 会津若松市白虎町152-1  
レガート白虎2F
3. 令和4年1月1日
4. 勤務
5. 渡部弘志社会保険労務士事務所

6. 衛生管理者第二種、秘書検定1級、教職員免許美術第一種
7. 子どもと遊ぶこと、油絵、鉛筆画、温泉に行くこと

8. 私が社労士を目指した理由は2つあります。1つ目は事務所の顧問先の事業所で問題やトラブルが起きた際に自分にもっと知識があれば会社の助けになれると思ったからです。2つ目は私の子ども達に「あきらめないママ」の姿を見せたかったからです。2人の幼い子ども達はいつでも「がんばってね」と背中を押してくれました。

今後も顧問先と信頼関係を築き、「ありがとう」と喜んで頂ける仕事を続けられればうれしいです。

# 支 部 だ よ り

## 福島支部

9月28日 第1回支部研修会（コラッセふくしま）

会場出席者20名、Zoom出席者14名

(1) 『電子申請について』

講師：東北福島年金事務所

適用調査課 担当者

(2) 『中小企業での職場におけるLGBTへの配慮と対応』

講師：高井・岡芹法律事務所

弁護士 帯刀 康一 様

11月17日 第4回幹事会（福島市市民会館）

(1) 当年度予算執行状況の報告

(2) 「第2回福島支部研修会」研修内容・講師の決定

(3) 積立金等創設について

(4) その他

### 【令和3年度 福島支部活動状況】

社会保険・労働諸法令に関する唯一の国家資格者としての資質をさらに向上すべく、福島支部では毎年研修会を実施していた。今年度は感染症拡大防止等を考慮し、多くの参加者を募ることができる開催方法としてZoomを使用してのweb及び会場併用方式に決定した。

また、研修会の内容についても、幹事会で積極的に意見を出し合い、専門分野で活躍している社会保険労務士や弁護士などを講師として招きつつ、独自性のある研修会を企画・立案することに努めている。

研修会を通じ、社会保険・労働諸法令やなどに対し幅広い視点を持ち、中小企業が直面している人事・労務問題に対応できるようにしてい

きたい。

なお、例年開催されていた県北士業協議会の「無料相談会」、「情報交換会」などのイベントは令和2年度に続き中止となっており、他士業との交流の機会も減少しており、大変残念な状況にある。

新型コロナ禍において、例年通りの実施が難しい事業等がある中で、その中でも創意工夫し、これまで以上に会員の皆様に対していかに実務に必要な情報を届けられるかを考えなければならない。

会員の皆様には引き続きご理解ご協力いただき、有意義な事業執行ができればと考えている。

## 郡山支部

7月27日 支部業務委員会（カフェテラス四季）

出席4名

- ・第3回支部研修会開催日時、内容決定等について

9月16日 第2回支部幹事会（オンライン）

出席11名

- ・郡山地区・須賀川地区の架台名札等について

- ・無料相談会（白河地区）開催について

9月16日 第1回支部研修会（郡山市労働福祉会館およびオンライン）

出席23名

- ・電子申請入門編（e-Gov、GビズID）

10月21日 第2回支部研修会（郡山市民交流プラザおよびオンライン）

出席18名

- 電子申請実践編 (e-Gov、G ビズID)

11月8日 支部業務委員会 (オンライン)

出席5名

- 第3回支部研修会内容決定等について

12月19日 年金労働問題無料相談会 (白河市図書館)

相談員5名

- 相談 5件

1月28日 第3回支部研修会 (郡山市民交流プラザおよびオンライン)

出席36名

『いまさら聞けないSDGs』

講師：福島県農業協同組合中央会

宍戸 隆之 様

『委任契約と業務委託契約の違い、改正高齢者雇用安定法の改正』

講師：石寄・山中総合法律事務所

弁護士 平井 彩 様

3月予定 第3回支部幹事会 (オンライン会議)

- 令和3年度支部定期総会について

## 会津支部

9月21日 意見交換会 (ルネッサンス中の島)

出席10名

会員同士の交流が少なくなる中、コロナ禍ならではの業務も増え、ますます仕事の内容が多岐にわたる状況で、昨年度好評だった意見交換会を実施。

各会員の体験談、情報共有等活発な意見交換の場となった。

9月28日 社会保険労務士無料相談会 (会津稽古堂)

労務担当：渡部 翔太 会員

年金担当：板橋奎一郎 会員

相談件数：4件

11月24日 社会保険労務士無料相談会 (会津稽

古堂)

労務担当：鈴木 荘太郎 会員

年金担当：鈴木 淳 会員

相談件数：2件

12月21日 第3回役員会 (Zoom) 出席5名

年度内に研修の開催を予定。時期や状況、研修内容等の確認。

社会保険労務士無料相談会の現状報告。

来年度以降の予定確認。

## 【今後の社会保険労務士無料相談会】

1月25日 労務担当：庄司 義信 会員

年金担当：真船 茂 会員

3月22日 労務担当：吉田 守 会員

年金担当：菅沼 恒博 会員

## いわき支部

令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に注意し、支部行事の大幅な制限となりました。今年度開催の諏訪支部との交流事業および例年実施しておりましたいわき五士業合同相談会は中止となりました。また主な支部行事である研修会においては新型コロナウイルス感染予防対策を徹底したうえで福島働き方改革推進支援センター長を講師に招き、11月に第1回支部研修会を実施しました。働き方改革の再確認もでき、実践的な講義内容でたいへん参考となりました。また今回の研修会より、はじめて研修会会場とZoomライブ配信の同時開催を試みました。オンラインにより諏訪支部からも研修会に参加され、情報交換会では参加会員全員でウイルス感染症の対応策について情報共有し、近況報告を行いました。今後も、支部研修会については、研修会場とオンラインによるライブ配信併用で開催します。

8月26日 第3回幹事会 (オンライン Zoom)

出席幹事 5 名

11月 令和 3 年度交流事業中止

11月10日 第 1 回支部研修会（いわき産業創造館）

出席11名（オンライン参加会員含）

その他参加 8 名（諏訪支部オンライン）

1. 働き方改革関連法として施行済みの再確認、今後施行の内容

講師：篠木 健一 会員

2. 情報交換会（新型コロナウイルス発生時の事業所対応など）

研修会参加会員によるグループディスカッション

11月 令和 3 年度いわき五士業相談会中止  
令和 4 年

1 月 5 日 いわき民報（夕刊）年賀広告掲載

1 月 14 日 第 4 回幹事会（オンライン Zoom）

出席幹事 5 名

### 【今後の予定（令和 3 年 2 月～）】

2 月 24 日 第 2 回支部研修会（いわき産業創造館）

1. 令和 4 年度年金改正について

講師：平年金事務所 担当者

2. パワハラ防止について

講師：弁護士 菅波 香織 先生

3 月 第 5 回幹事会

4 月 22 日 令和 4 年度支部定時総会（グラン  
パークホテルパネックスいわき）

### 【通年開催中】

いわき市 無料 労働・年金相談所

毎月第 3 火曜日（市役所ふるさと再生課）

※東日本大震災復興支援事業の一環として実施

## 相馬支部

令和 3 年 12 月 9 日から 14 日、支部長が「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事

故 10 年の取り組み」を関係行政機関へお届けしました。

各々の関係行政機関に対し、当会の復興支援活動への協力に謝意を述べ、記録集作成と配布の意図を説明してきました。訪問先より、社労士会 10 年の活動だけではなく、会員個人の震災からの歩みや、資料や写真等を掲載して地域や状況の変遷も記録している点も素晴らしい、との感想をいただきました。また、福島第一原子力発電所から至近であること、津波被害を受けていることなど、地域が置かれている状況を鑑みると、復興支援に積極的に関わっている社労士会との協力の重要性を、あらためて認識したとの意見もいただきました。

ご対応されたのは次の方々です。

相馬労働基準監督署

署 長 齋藤 敏彦 様

相馬年金事務所

所 長 岡崎 清克 様

副所長 小椋 昌洋 様

相双公共職業安定所

所 長 安田 寿夫 様

管理課長 渡部優佳子 様

南相馬市総務部秘書課秘書係

主 事 高田久美子 様

相馬市企画政策部秘書課秘書係

係 長 加藤 功嗣 様

※新規感染者が減少したとはいえ、新たな変異株の発生など、新型コロナウイルス感染症対策のため、多人数での集会自粛は今なお求められており、残念ながら支部会など会員同士が会う機会を失った状態が続いています。支部での集まりの再開を望む声もちらほら聞こえてきました。感染予防と両立できる交流の在り方を模索中です。

# 会 員 異 動 状 況

(R4. 2. 1 現在)

## 1. 入 会 者

| 氏 名                                      | 事務所名又は勤務先                  | 事務所又は勤務先所在地                          | 電話番号<br>FAX番号                 | 支 区 分               | 入会月日     |
|------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|---------------------|----------|
| しろ した かず あき<br>城 下 和 彰                   |                            |                                      |                               | 福 島<br>その他          | 3. 8. 15 |
| とみ た かず や<br>富 田 和 也                     | T & F パートナーズ社会保険<br>労務士事務所 | 郡山市緑町 9 - 12                         | 050-3697-2737                 | 郡 山<br>開 業          | 3. 8. 15 |
| やま もと み な こ<br>山 本 未奈子                   | やまもと社会保険労務士事務所             | 福島市丸子町裏 2 - 3                        | 090-6884-9991                 | 福 島<br>開 業          | 3. 9. 1  |
| くぼ た ゆう さく<br>久保田 祐 作                    |                            |                                      |                               | 郡 山<br>その他<br>宮城会より | 3. 9. 1  |
| すず き まさ み<br>鈴 木 正 美                     | 社会保険労務士法人TMC白河             | 白河市新白河 1 丁目179                       | 0248-27-3100<br>0248-27-3101  | 郡 山<br>社 員          | 3. 10. 1 |
| しし と たか ゆき<br>穴 戸 隆 之                    |                            |                                      |                               | 福 島<br>勤 務          | 3. 12. 1 |
| 菅野 喬弘(通称)                                |                            |                                      |                               | 福 島<br>その他          | 3. 12. 1 |
| ほん だ た ろう<br>本 田 太 郎                     |                            |                                      |                               | 福 島<br>その他          | 3. 12. 1 |
| おお ひら ゆう たろう<br>大 平 裕太郎                  | いわき労務管理事務所                 | いわき市小名浜玉川町南 7 - 1                    | 0246-58-2246<br>0246-58-2298  | いわき<br>開 業          | 4. 1. 1  |
| さい とう かず よ<br>齊 藤 和 代                    | 渡部弘志社会保険労務士事務所             | 会津若松市白虎町152 - 1<br>レガート白虎 2 F        | 0242-32-4488<br>0242-32-7666  | 会 津<br>勤 務          | 4. 1. 1  |
| あお き よし かず<br>青 木 宣 和                    | 古河電子株式会社                   | いわき市好間町上好間字小館20                      | 0246-36-2016<br>0246-36-3973  | いわき<br>勤 務<br>東京会より | 4. 2. 1  |
| あ べ よし お<br>阿 部 佳 男                      | ABEX社会保険労務士事務所             | 郡山市長者一丁目 7 - 18<br>サンデュエル長者1103号     | 024-925-7214<br>024-925-7214  | 郡 山<br>開 業          | 4. 2. 1  |
| ファーリア社会保険労務士法人<br>社員：菅野 峻太               |                            | 福島市三河南町 1 - 20<br>コラッセふくしま 6 F       | 050-5364-4073<br>024-505-4986 | 福 島<br>法 人          | 3. 10. 1 |
| 社会保険労務士法人草野労務管理事務所<br>代表社員：草野 有道 社員：草野 渉 |                            | 南相馬市鹿島区山下字中ノ内31 - 6                  | 0244-47-2730<br>0244-47-2731  | 相 馬<br>法 人          | 3. 10. 1 |
| 社会保険労務士法人TMC郡山<br>社員：根本 勇                |                            | 郡山市香久池 2 - 16 - 6<br>アヴェニールⅦ302      | 024-953-4864                  | 郡 山<br>法 人          | 3. 10. 1 |
| 社会保険労務士法人真船事務所<br>社員：真船 あい               |                            | 西白河郡西郷村大字小田倉字大平284 - 7<br>アットホーム 1 階 | 0248-25-1100<br>0248-29-8193  | 郡 山<br>法 人          | 3. 12. 1 |

## 2. 退 会 者

| 氏 名     | 事務所名又は勤務先              | 事務所又は勤務先所在地           | 区 分 | 退会月日      |
|---------|------------------------|-----------------------|-----|-----------|
| 猪 狩 美保子 | 株式会社クレハ環境              | いわき市錦町四反田30           | 勤 務 | 3. 9. 30  |
| 源 間 透 雄 | 社会保険労務士法人みどり<br>人事サポート | 郡山市緑町15 - 10          | 勤 務 | 3. 10. 31 |
| 小 林 由 拓 | 小林社会保険労務士事務所           | 郡山市御前南六丁目25 小林税理士事務所内 | 開 業 | 3. 10. 31 |
| 渡 邊 康 志 | コージ労務経営事務所             | 福島市山居137              | 開 業 | 4. 1. 31  |

## 3. 異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

| 氏 名     | 変 更 事 項      | 変 更 内 容        | 変更月日     |
|---------|--------------|----------------|----------|
| 牧 野 祐 一 | 事務所所在地       | いわき市錦町作鞍91 - 3 | 3. 8. 23 |
| 鈴 木 智 洋 | 区分変更(勤務→その他) |                | 3. 9. 21 |

| 氏 名                | 変 更 事 項                             | 変 更 内 容                                                                                   | 変更月日   |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 菅 野 峻 太            | 区分変更（開業→法人の社員）                      | ファーリア社会保険労務士法人                                                                            | 3.10.1 |
| 草 野 有 道            | 区分変更（開業→法人の社員）                      | 社会保険労務士法人草野労務管理事務所                                                                        | 3.10.1 |
| 草 野 涉              | 区分変更（開業→法人の社員）                      | 社会保険労務士法人草野労務管理事務所                                                                        | 3.10.1 |
| 根 本 勇              | 事務所所在地、電話番号                         | 社会保険労務士法人TMC郡山<br>郡山市香久池2-16-6 アヴェニールⅦ302<br>TEL 024-953-4864                             | 3.10.1 |
| 小 林 健 作            | (法人の異動)<br>事務所名称、所在地、電話番号、<br>FAX番号 | (白河事務所→須賀川事務所)<br>社会保険労務士法人TMC須賀川<br>須賀川市吉美根字土橋238-1<br>TEL 0248-72-3008 FAX 0248-72-3009 | 3.10.1 |
| 社会保険労務士<br>法人TMC郡山 | 法人名称、所在地、電話番号、FAX<br>番号             | 社会保険労務士法人TMC須賀川<br>須賀川市吉美根字土橋238-1<br>TEL 0248-72-3008 FAX 0248-72-3009                   | 3.10.1 |
| 大 平 勇 一            | 事務所所在地                              | いわき市常磐湯本町天王崎1-168 アオヤギビ<br>ル302号室                                                         | 3.10.8 |
| 衛 藤 哲 司            | 電話番号                                | TEL 0247-82-6265                                                                          | 3.12.1 |
| 諸 橋 有紀子            | 事務所所在地、FAX番号                        | 郡山市開成四丁目8-10 郡山SYビル102号<br>FAX 024-983-9598                                               | 3.12.1 |
| 真 船 あ い            | 区分変更（開業→法人の社員）                      | 社会保険労務士法人真船事務所                                                                            | 3.12.1 |

#### 4. 会員の現況

|                 | 福 島 | 郡 山 | 会 津 | いわき | 相 馬 | 合 計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開 業<br>(法人社員含む) | 71  | 113 | 38  | 56  | 16  | 294 |
| 勤 務 等           | 22  | 17  | 8   | 10  | 1   | 58  |
| 計               | 93  | 130 | 46  | 66  | 17  | 352 |
| 法 人             | 5   | 13  | 0   | 3   | 3   | 24  |

### 県会ホームページ「会員専用ページ」初回ログイン方法 福島県社会保険労務士会ホームページ(https://fukushima-sr.jp/)



1. トップページ右上にあるバナー「会員ページログイン」ボタンをクリックする。
2. 「既存ユーザーのログイン」画面にて以下の通り入力する。

- ①ユーザー名・・・**会員番号(07ではじまる6桁の番号)** ※半角数字、変更できません。
- ②パスワード・・・**初期設定「222222」** ※半角数字
- ③ひらがな4文字・・・表示されたひらがな4文字すべてを入力する。
- ④「私はロボットではありません」に☒をする。
- ⑤「ログイン」ボタンをクリックする。

＜パスワードの変更について＞

会員ページ内【会員ページへのログインパスワードの変更方法について】→  
【アカウント管理】→【新しいパスワードを設定】より変更してください。  
パスワード以外は変更しないでください。変更後のパスワードはご自身で保管  
下さいますようお願いいたします。

## 編集後記

「干し柿のディスタンス」

この時期になると、自家製の干し柿を分けていただくことがあります。

ちなみに、あんぽ柿と干し柿の違いは乾燥方法で、あんぽ柿は硫黄で燻製させてからの乾燥、干し柿はそのまま乾燥させたものだそうです。あんぽ柿の方が柔らかくジューシーな食感で、干し柿は固く素朴な甘味です。

代表的な栄養素は、ビタミンA・βカロテン・食物繊維です。ビタミンAは抗酸化作用があり、βカロテンは風邪予防に効果的です。食物繊維は整腸作用があるので、便秘改善も期待できます。

ただ、乾燥させる時にはカビ防止の為に、柿を一定の間隔を開けて縄に吊るすそうなので、干し柿のディスタンスが大切なんです！

(H・S)

2022年となり、まだまだ新型コロナは落ち着きを見せず、ここに来て逆に急感染拡大になりつつある現状を考えると、今年もやはり一昨年、昨年の様な対応を取らなければならないと思いますと、先が思いやられます。

しかし、中にはメディア操作により私たちが操られていると言われるようなフェイク情報もある昨今、私達社労士が情報に踊らされることなく正しい情報をキャッチし、このような中でも頑張っている企業にしっかりしたサポートができるものとして、今年も努力していきたいと思います。今年こそは良い年となりますように…。

(Y・S)

第5波が治まり新たな感染者も減少し、様々

な行動制限や自粛ムードが解禁になったかなと思っていたのですが…。終息したら飲み会ができると期待していたのに、時機を逃して一度も羽を伸ばすことなく、残念ながら第6波を迎えた方もいらっしゃるはずです。そこで「オンライン飲み会」です。インターネットに接続して、会話は音声で、表情は動画で、ネット上に仮想の集会の空間をつくり、手元にお酒を用意すれば、とりあえず飲み会のカタチは成立します。経験された方からは、なんだかさびしい感じがする、家族から変な目で見られる、沈黙が怖い、酒量が増える、グラスを合わせて乾杯ができない、繁華街へ足を運んで直に人と会うことこそが悦び、という意見の一方で、お互い余計な気遣いがいない、黙っていても罪悪感が薄い、自分のペースで飲める、出かける手間が省ける、という肯定的な意見もあります。インターネットのメリットは、距離に関係なく空間を越えて即時に情報を取得し共有できることです。会話や表情だけではなく、人と人が身近に存在することで醸し出される雰囲気も、ネットで共有できる情報に変換できると割り切れるのかどうか、あるいはそもそも「雰囲気」なんて心の持ちようだと信じているかどうかで、「オンライン飲み会」の評価は変わるのかもしれませんが。セミナーや会議のオンライン化が驚異的な早さで普及し、インターネット等を通じた「仮想空間」に馴染んだ結果、人間はどのような感性を育むことになるのか、面白いような怖いような、興味深いところではあります。最近、映画館での上映が感染予防により困難だったため、再三公開を延期した挙句、結局映画館で公開せずに、おうちで観られるようにネット配信

を始めてしまう作品ができました。もはやテレビと変わりません。期待と心配を携えて上映時間に遅れないよう映画館まで赴き、大音響と大きいスクリーンで見知らぬ他人と観ることこそが映画の醍醐味。飲み会はともかく、映画の劇場公開無しの「オンライン化」は許せない気がします。個人的に。(T・K)

昨年の4月に生まれた長男が、つかまり立ちを始めました。「転びやしないか」「いつ歩くのか」とハラハラ、目を離せない日々を過ごしております。目に入るものなんでも口に運ぶ姿はさながら怪獣。イライラもさせられますが、あの笑顔を見せられると全てを許してしまいます。親馬鹿にはならないと決めていたのに…。

業務終了後の事務所にてこの編集後記を書いておりますが、無性に息子に会いたくなってきたので、ここで失礼します。(Y・M)

気象台によると、福島市に平年の約10倍の雪が積もったのは12月28日でした。

その後、年末年始の大雪と冷え込みの影響で圧雪された雪が氷になり、溶けずに残っている道路が多かったようです。そのような状況で、わが家は小学校の通学路沿いにあるため、新学期が始まる前日には、近所の方々と一緒にスコップやつるはしで氷を砕き、子供たちが歩きやすいように歩道作りをしました。

当日の朝は、集団登校している子供たちが「安全に通学できますように」と願って見守っていました。今年はまだまだ私の雪かき作業が続きます。(A・M)

この号が皆様のお手元に届く頃には、冬季北京五輪が開幕し、日本選手の大活躍でコロナ禍の暗～い雰囲気吹き飛ばしてくれていることを期待しております。

11月には中東のカタールでサッカーW杯も開催されます。今秋頃になればコロナも収まって、インフルエンザと同程度の対応で済まされるような、そんな世の中になっていることを願うばかりです。(M・Y)

## 会報 社労士ふくしま No.117

令和4年2月15日発行

発行所 福島県社会保険労務士会  
〒960-8252  
福島市御山字三本松19-3  
TEL 024-535-4430  
FAX 024-534-5432  
発行責任者 会長 穴戸 宏 行  
編集 広報委員会  
印刷所 陽光社印刷株式会社

**社労士が抱える  
その問題を  
イージア・ゼロが  
解決!**



## 顧問先から直接データを取得して 電子申請をラクラク・スマートに!

WEB明細機能で  
ペーパーレスを実現!

年末調整も企業の社員が  
直接入力でラクラク♪

社労士側で企業の  
業務権限の設定OK!

### 信頼のクラウドソフト

## 社労法務クラウド

- ▶ 電子申請だけでなく給与・賞与計算、労働保険年度更新業務などをひとつのマスターで運用
- ▶ イージア・ゼロで収集した情報をワンクリックで同期可能



### 電子申請を高速自動化

## イージア・ゼロ

- ▶ 個人情報はクライアントが直接入力するので時短・便利
- ▶ 申請はすべて自動更新/申請状況をメールでお知らせ
- ▶ 公文書をまとめてダウンロード・さらに自動で名前を付けて保存

広告を見て…とお気軽にご連絡ください!

土・日・祝・当社指定の休業日(年末年始・夏季休業)を除く平日9:30~17:00

✉ sales@shalf.jp



N I H O N  
**shalf**

**TEL.050-1790-1545**

■本社/〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30 カーマルⅡ 1F  
■商品開発事業部/〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

URL <https://www.shalf.jp/>

イージア・ゼロ 検索





# Shalom

社労士業務支援システムのスタンダード

あなたのオフィスへ、革新的な効率をご提供

## 社労夢にして早よカエル

ゲコッ

社労夢

Q



**3つのNo.1を獲得!**

クラウド版導入  
社労士事務所

**No.1**

帳票数

**No.1**

年間電子申請数

**No.1**

日本マーケティングリサーチ機構調べ [調査概要: 2021年12月期\_指定領域における競合調査]



Shalom公式RPA『ShaRobo』の  
キャラクター  
スタンプが **LINEで登場!**



**東京オフィス** 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラ プレステージタワー 18F

1セット(24種類)  
120円(税込)または50コイン

**株式会社 エムケイシステム**

社会保険労務士  
サポートシステム

# PSD社会保険労務士

e - Gov 電子申請 API  
マイナポータル API

健康保険組合への電子申請『マイナポータル申請 API』に対応  
—ご利用中の給与ソフトの情報を最大限活用して電子申請ができます—

連動給与ソフト

給与奉行  
PCA 給与  
給与大臣  
ACELINK  
弥生給与  
給料王

社員マスタ  
給与データ  
算定 CSV



e-GOV

マイナポータル



年金事務センター  
ハローワーク

健康保険組合

電子申請は e - Gov および  
マイナポータルへ直接申請

申請書作成は帳票イメー  
ジを採用しわかりやすい

帳票印刷機能も実装のオールインワンパッケージ

※連動は CSV もしくは  
直接連動処理があります。  
詳細はお問い合わせ下さい



株式会社パシフィックシステム

<http://www.psd-soft.com/sr>

Pacific System Development

〒106-0044 東京都港区東麻布 1-5-8 麻布保坂ビル TEL : 03-5572-6700 FAX : 03-6807-4588

## 新版 労働基準法実務問答 第4集

～賃金と割増賃金に関する Q & A～



労働基準法の「賃金」及び「割増賃金」に関して Q & A 方式でわかりやすく解説。  
約 10 年ぶりの改訂版では、労働契約法施行後の解釈、同一労働同一賃金の QA を新たに追加。  
全 58 問（予定）中には人事担当者が日常的に遭遇しやすい実務上の問題を厳選して収録。

労働調査会出版局 編 定価 1,760 円(税抜価格 1,600 円)  
体裁: A5 / 約 200 頁 ISBN978-4-86319-850-0

## 新版 労働基準法実務問答 第5集

～就業規則と年次有給休暇、フリーランスガイドラインに関する Q & A～



「就業規則」及び「年次有給休暇」、「フリーランス」として安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日策定）に関する Q & A 方式でわかりやすく解説。基本事項から、コロナ禍で生じている実際に寄せられた相談内容の Q & A を新たに追加。  
また、フリーランスガイドラインの基本事項の Q & A を掲載。巻末には注釈付きの「契約書」を掲載し、留意事項のポイントを解説。約 60 問中には人事担当者が日常的に遭遇しやすい実務上の問題を厳選して収録。

労働調査会出版局 編 定価 1,760 円(税抜価格 1,600 円)  
体裁: A5 / 約 220 頁 ISBN978-4-86319-851-7

お問合せ  
ご注文は



株式会社労働調査会 東北支社

〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通 1-8-28 三栄町通ビル  
TEL : 022-223-0521 FAX:022-268-6360 URL : <http://www.chosakai.co.jp/>

### お知らせ

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け” ・ “関与先企業様向け”  
「使用者賠償責任保険制度」のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

関与先企業様向  
サイバーリスク保険 新発売！！

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店): 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025(受付:平日9時～17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2022年1月作成 21-TC08755

# 【報酬制度】口座振替システム

～社会保険労務士報酬専用商品～

## 顧問先さまの ご負担を軽減

顧問先さまの現金・小切手の準備、  
振込手数料・手間が省けます。

## 社労士事務所のご負担を軽減

集金・送金依頼の  
手間が省けます。

## 選べる振替日

口座振替日は8日、22日の  
どちらかをお選びください。

ご利用料金(消費税別)

基本料:2,000円  
+  
請求1件:112円

| 請求件数 | 料金     |
|------|--------|
| 10   | 3,120円 |
| 30   | 5,360円 |
| 50   | 7,600円 |



## 「口座振替ご案内ハガキ(※)」を『請求書』としてご利用いただけます!

- 「適用税率(10%・8%) 別対象金額」とこれに係る「消費税額」を表示
- 令和5年10月に導入の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」にも対応予定
- ※オプションサービス⇒ 1枚につき『78円』<15円(消費税別)+ 郵券代(ハガキ料金)>

これは  
便利♪

### 報酬口座振替システム のご案内



### 報酬口座振替システム 利用開始までの流れ



### 社労士事務所向け

システムの特長は  
こちらの動画を  
ご覧ください!

ナビゲーター さくら

## 「労働保険事務組合・給与計算・コンサルティング」などの会社をお持ちの社労士さまへのお得な情報!!

### 関係法人用一般Eタイプ

- 当システムを「ご利用中」or「新規ご加入」の事務所対象
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料2,000円+請求1口座につき112円(消費税別)】

「利用のお申込み」は、  
日本システム収納(NSS)の  
ホームページから簡単にできます。

日本システム収納

検索

## ◆社会保険労務士ご紹介特典◆

当システムを「ご利用中の社労士さま」より「ご紹介いただいた社労士さまがお申込み」された場合  
ご紹介元とご紹介先の社労士さまのご利用時の基本料(2,000円)を1ヵ月割引いたします。  
NSSホームページの「利用見込先のご紹介」の「社労士の皆さま」より紹介票を入力ください。

(制度運営者) 全国社会保険労務士会連合会共済会

お問合せ先  
(委託先会社) **NSS** 日本システム収納株式会社



《フリーダイヤル》(平日 9:00~17:00)



**0120-700-676**

営 2151 (2021/07)

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

## 社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士  
賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

### 2021年度募集要項

- 保険期間  
2021年12月1日午後4時～2022年12月1日午後4時
- 中途加入について（毎月中途加入可）  
毎月1日～25日申込締切、翌月1日補償開始  
※11月1日加入のみ10月7日締切
- ご加入手続  
2021年度よりWebでのお申込みになりました！  
お申込み方法については、有限会社エス・アール・サービス  
HPをご確認ください。

### 取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス  
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町  
3-2-12 社会保険労務士会館10階  
☎ 03-6225-4873

### 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社  
（幹事保険会社）  
（担当）広域法人部法人第二課  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
☎ 03-3515-4153  
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

### サイバーリスク保険（特約）好評販売中！

\*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>  
社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

陽光社は  
未来につながる  
エコ活動に  
取り組んでいます



ようちゃん®

New Qualityの世界へ  
**YOKOSHA**  
陽光社印刷株式会社

〒960-0112 福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1  
TEL 024-553-4600  
FAX 024-554-4420

E-mail [info@yokosha.co.jp](mailto:info@yokosha.co.jp) <https://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号

陽光社公式SNS  
QRコード▶



エコアクション21  
®環境省  
認証番号0000015

# 中小・小規模事業者の皆さま 働き方改革の対応、準備はできていますか



改正法が順次施行・適用されています

- 年休(年次有給休暇) 5日の時季指定義務
- 時間外労働の上限規制  
原則月45時間、年360時間  
臨時的な特別の事情 年720時間、単月100時間未満、複数月80時間
- 子の看護休暇・介護休暇 1時間単位の取得
- 障害者法定雇用率 2.3% 43.5人以上
- 同一労働同一賃金  
正社員とパート・有期雇用労働者の均衡・均等待遇
- 70歳までの就業機会確保措置(努力義務)
- テレワークの推進と副業・兼業の促進

令和4年(2022)

パワハラ防止

- ①社内方針の明確化と周知・啓発 ②対応するための体制づくり
- ③迅速・適切な対応 ④プライバシー保護、不利益取扱い禁止

女性活躍「一般事業主行動計画」の策定・届出 101人以上

令和5年(2023)

月60時間超の時間外労働割増率 50%

令和6年(2024)

時間外労働上限規制猶予措置廃止

建設業 災害復旧・復興を除き上限規制すべて適用  
自動車運転業務 上限年960時間へ



福島働き方改革推進支援センターではこれらの他に就業規則、ハラスメント、その他労務管理、助成金の活用等専門家の事業所訪問、働き方改革に関する事業所内研修、商工会議所・商工会での出張相談等無料で支援を行っています。

電話、メール、来所、Web相談も受け付けています

## 福島働き方改革推進支援センター

(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月～金 9:00am～5:00pm 土、日、祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp



厚生労働省福島労働局委託事業

# 「街角の年金相談センター福島」のご案内

## 手続きができます

- ◎年金の請求手続きをしたい
- ◎振込口座の変更をしたい
- ◎親が亡くなった時の手続きをしたい

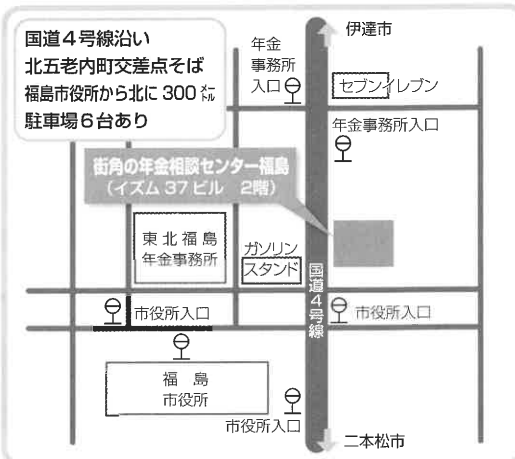
## ご相談下さい

- ◎私は何歳からもらえるの？
- ◎私はいくらもらえるの？
- ◎働きながらもらえるの？

## ●受付時間

|                      |                                    |               |
|----------------------|------------------------------------|---------------|
| 平 日                  | 土・日・祝日、振替休日、<br>年末年始(12/29～1/3)を除く | 午前8:30～午後5:15 |
| 毎週月曜日(休日の場合は翌日)は時間延長 |                                    | 午後5:15～午後7:00 |

## ●場 所 〒960-8131 福島県福島市北五老内町7-5 i.s.M37ビル2階



●電 話 024-531-3838 (予約・電話での年金相談は、専用番号へお願いします)

### ※予約の申し込みは

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

050で始まる電話でおかけになる場合は  
03-6631-7521

### ※電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1165

ご予約・お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

# セルズは 社労士の業務効率化を応援します！

## 1

### 届出業務を正確で効率的に行いたい方へ

- ✓ 電子申請していても、事務所内は紙だらけ  
→ 周辺業務も電子申請に合わせた見直しを
- ✓ 申請内容に必要な情報が手元にない  
→ 顧問先従業員の適切な情報管理とは？

セミナーの  
詳細は  
こちら



セルズ 台帳 セミナー



## 2

### 給与計算業務でお困りの方へ

- ✓ 勤怠ソフトの活用で給与計算業務は1/4の時間に  
→ 働き方に合わせた様々な打刻方法  
→ 顧問先に合った勤怠ソフトとは？
- ✓ 給与明細のWeb化で印刷封入発送業務も省力化  
→ スマホを持っていない従業員の対策とは？  
→ 明細のWeb化で変わる社労士事務所の仕事

セミナーの  
詳細は  
こちら



セルズ 給与 セミナー



## 3

### 社労士向けクラウド型労務管理ソフトも開発中！

セルズはクラウド環境による労務管理サービス「FORROU」(フォロー)を2022年4月にリリースします。



届出業務

給与計算

顧客管理



社労士の仕事を面白く

CELLS

<https://www.cells.co.jp>

セルズ



✉ [info@cells.co.jp](mailto:info@cells.co.jp)



JQA-IM1572

株式会社セルズ 本社



JQA-IC0024

株式会社セルズ 本社



19001001